6 生活福祉資金貸付制度

【実施主体】社会福祉法人富山県社会福祉協議会 TEL 076-432-2960 (直接の窓口は各市町村社会福祉協議会)

令和4年度

	We A 196 Nor	貸 付 条 件				
新金	資金種類 ————————————————————————————————————	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、	次に掲げる経費として貸し付ける	る資金			
	日常生活を送る上で、又は自立	立生活に資する		据置期間経過後	連帯で利 連本で利 様な子 は合 は合 は合 は一 は一 は一 は一 は一 は一 は一 は一 は一 は一	原則必要連し、な可能をはいる。
福 祉 費	ために一時的に必要であるとり	見込まれる費用		20年以内 ※以下は目安		
	生業を営むために必要な経費	(460万円)	貸付の日 の日 の の の の の の の の の の の の の の の の の	(20年)		
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を 維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円		(8年)		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受け に必要な経費	(250万円)		(7年)		
	福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)		
	障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納 に必要な経費	(513.6万円)		(10年)		
	負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費 (健康 保険の例による医療の自己負担額のほか、移送 経費等療養に付随して要する経費を含む)及び その療養期間中の生計を維持するために必要な 経費	は170万円 1年を超え1年6月以内であっ		(5年)		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに 必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間 中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1 年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であっ て、世帯の自立に必要なときは 230万円		(5年)		
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	(150万円)		(7年)		
	冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経 費	(50万円)		(3年)		
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	(50万円)		(3年)		
緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が 困難となった場合に貸し付ける小額の費用 ●医療費又は介護費の支払等 ●給与等の盗難、紛失 ●火災等被災 ●その他、これらと同等のやむを得ない事由	10万円以内	貸付の日から 2月以内	12月以內	無利子	不要
教 育支援 資 金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し 付ける資金					<u> </u>
教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学、又は 高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内	卒業後6月以 内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連 借受人が必要
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高 等専門学校への入学に際し必要な経費	5 0 万円以内				